

第2回民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣総理大臣官房内政審議室
民間資金等活用事業推進室

第2回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成 11 年 11 月 16 日（火） 13:00 ~ 15:10

場 所： 総理府 3 階特別会議室

1. 基本方針について
2. その他

出席者

【委員・専門委員】

樋口委員長、西野委員、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員、
有岡専門委員、植田専門委員、鶴崎専門委員、廣實専門委員、藤井専門委員、
光多専門委員、美原専門委員、矢野専門委員、山下専門委員

【事務局】

竹島内閣内政審議室長、白須民間資金等活用事業推進室長、佐久間参事官、
古谷企画官、清水企画官

樋口委員長 定刻になりましたので、ただいまより第2回目の「民間資金等活用事業推進委員会」を開会させていただきたいと思います。

それでは、早速議事に入りたく存じます。

去る10月8日の第1回の委員会後、合同部会を2回開催していただきました。基本方針について熱心な御議論をしていただいたと伺っております。まず合同部会での議論の内容について、御報告をちょうだいしたいと思います。部会長の西野先生からよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

西野委員 それでは、私から簡単に概略をお話しいたしまして、後ほど事務方からもう少し詳しくお話をさせていただきたいと思います。

10月13日と19日の2回合同部会を開催しまして、法の趣旨を踏まえて、基本方針に盛り込むべき内容を中心に議論を行いました。

各委員、専門委員以下、それぞれの学識、御経験に基づき、有益な御意見を多数いただきました。

ほぼ全体について共通の認識を確認することができましたが、重点の置き方や具体的な取り扱いについては、若干の意見の差、ニュアンスの差といったものがございました。これは当然やむを得ないことだと思います。

これらの意見について項目別に整理したものが今日お配りされていると思います資料の1でございます。私からその中の主なポイントの御紹介をさせていただきます。

基本方針の位置づけにつきましては議論があり、基本方針は個別、具体的なことまで書くものではありませんが、今後、PFIを促進していくための検討において必要な基本的な方向性、大局観を示すものであるべきであるという意見が多数ございました。

また、PFIの基本理念、国としての基本的な方針について、前文のような形で記載すべきではないかという認識は共通していたように思われます。

その次に特定事業の選定に関しましては、まず特定事業として取り上げるべきものについての議論がありました。事業の種類を制限すべきものではないが、実施に当たっては本来公共が行うべき事業であることと、バリュー・フォー・マネーの見込みがあること、更に国民のニーズとの適合を勘案して着手することが必要ではないかという意見が多かったと思います。

また、実施方針の策定については、公平性、透明性を確保するため、実施方針はなるべく早期に策定し公表することが必要であり、実施方針を逐次詳細化していくこともできるようにしてはどうかという意見がございました。

更に特定事業の選定に当たっては、バリュー・フォー・マネーが基本条件となりますが、バリュー・フォー・マネーの算出に当たっては財政上の支援、税等について配慮すべきであると、定量的評価が困難なものについては、定性的な判断もある程度考慮すべきではないかとの意見がございました。

民間事業者の募集及び選定に関しましては、まず民間事業者の発意による場合も含め、

競争的な選定を原則とすべきではないかという意見、また、価格が唯一の評価基準ではないということの意見が多数あり、場合によってはポイント制による総合評価も有効ではないかという御意見がございました。

事業の適正かつ確実な実施の確保という観点からは、リスクについてさまざまな意見がございました。まず想定されるリスクと、リスク分担を明確化することが必要ではないか、また、リスクは最も適切に管理できる者がそのリスクを負担することが原則ではないか等との認識は共通していたと思います。

サービスの水準の監視、会計的監視に加え、経営的な監視も重要ではないかという意見がございましたし、更に、種々の事態を想定して契約を締結すること、契約内容を超えた関与をしないことが重要などの意見がございました。

法制上、税制上の措置、財政・金融上の支援については、措置・支援の具体的内容までは書き込めないとはいえ、国としての基本的な方向性を示すべきなどの意見が多数ございました。

また、民間事業者の法的位置づけなどの明確化、支援措置などの明確化が必要であるとの意見もありました。

最後に、そのほかの事項として、バリュー・フォー・マネーの評価や基本方針を補足するガイドラインを作成することが必要であるなどの意見がございました。

大体今のことで、合同部会で出ました意見のポイントを紹介したつもりでおりますが、細かいことは資料がございましたので、事務方から御説明いただきたいと思います。

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、佐久間参事官から説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、お手元の資料1に沿いまして、若干補足をさせていただきます。

一の「基本方針の位置付けについて」では、今御紹介のほかに、PFIの事業の実現を推進、発展させるという方向性ですとか、よりよいものに改善していくといったアプローチ、プロセスも入れてはどうかという御意見もございました。

また、二の「民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項」では、公共が行うべき事業、あるいはバリュー・フォー・マネーに関連して、2ページにございますように、非常に多くの御意見をいただいております。大体先ほど部会長からお話のあったとおりですが、その他にもバリュー・フォー・マネーと判断基準に関連して、多様性を許容するといった関連の話、あるいは枠をはめるような議論は適当ではないといった御意見もございました。

3ページにまいりまして、若干技術的なものでございますけれども、(2)民間事業者の発案があった場合の対応の在り方について、取り扱いや透明性の確保が必要だという御意見もございました。

(3)実施方針の策定、公表に当たっての基本的な考え方については、今、御紹介いた

だいたようなところではないかと思えます。

4ページにまいりまして、(4)特定事業の選定についての基本的考え方では、バリュー・フォー・マネーについて、かなり議論がございました。このほかの論点としては、性能発注への配慮が必要ではないか、あるいは、透明性、公開性が重要だという御意見がございました。

5ページにまいりまして、三の「民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」ですが、ここでも性能発注でやるということが重要であるという御意見が、競争の原則と評価方法の基準に加えてございました。

また、この中で入札に関して、民間事業者が負担した費用に関連しての議論がいくつかございました。

6ページにまいりまして、四の「民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的事項」では、リスクやサービスの監視、あるいは種々の事態を想定した契約などについて、大体共通していたということがございます。その中ではサービスの監視に加えて、会計的監視、あるいは経営的監視に関していくつか論点として挙げておりましたが、重点、あるいは具体的なやり方といったことについては、少し違いがみられたかと思えます。

公的関与については、必要最小限にというようなところの考え方を巡って若干の違いということではないかと思われます。

7ページにまいりまして、五の「法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的事項」では、基本的には国としての基本方向と、実施方針におきまして、これらの措置や支援の内容が具体化されているというところが必要だということで、特に民間事業者の法的、経済的な地位、これらが明らかになっているということについて、多くの方から御議論をいただいております。

最後に部会長からも御紹介ありましたように、六の「その他」では、バリュー・フォー・マネーについて、評価のガイドラインのようなものが必要ではないかとか、基本方針を補足するような内容を盛り込んだガイドラインを作成してはどうか、基本方針はどうしても総括的、抽象的なものにならざるを得ないので、解説のようなものが必要ではないか、あるいは、そういったものについて、適宜改訂するといったことで進めていってはどうかといった御意見がございました。

以上、簡単でございますが、補足をさせていただきます。

樋口委員長 ありがとうございます。合同部会での御議論の様子を伺っていると、私見ではございますが、論点はほぼと言いますか、出尽くされたように思いますが、いかがでございますか。

そこで、事務方におきまして、合同部会での委員、専門委員の皆様の御意見及び関係省庁の意見を踏まえまして、基本方針の案文を用意しておりますので、佐久間さんから御説明をお願いしたいと思います。

佐久間参事官 それでは、お手元の資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。全体の構成でございますが、始めに前文が付いておりまして、その後に法の定めるところによりまして、関連する基本的な事項を並べてございます。

まず前文からでございますが、冒頭に法の示すところによります基本的な理念、官民の適切な役割分担及び財政資金の効率的な使用の観点も踏まえ、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとするとの基本的な理念を示しまして、その上で民間資金、経営能力、技術的能力を活用するPFIというものを進めて、効率的かつ効果的に社会資本を整備すると謳われてございます。

その上で、3点に整理しまして、期待される成果を示してございます。第一が、低廉かつ良好な公共サービスの提供でございます。第二が、その提供における行政の関与のあり方が改革されるということ、第三に、民間の事業機会を創出し、それを通じて、経済の活性化に資するといったところが期待できると整理をいたしております。

こういったことが求められ、また成果として期待できるという認識の下に、このPFIの促進を図る観点から、国、地方公共団体において、以下に示します部分に基づきまして、所要の財政上及び金融上の支援、あるいは種々の既存法令との整合性の明確化でありますとか、規制の緩和等の措置を講ずる必要があるということが全体の位置付けでございます。

また、事業の実施に当たって、責任分担の明確化、収益性の確保、それから民間事業者の有する技術や経営資源、あるいは創意工夫といったものが十分発揮されるように行われるべきと謳われてございます。

その上でこの方針が法に基づいて、特定事業の実施に関する基本的な方針として定められるということを明らかにいたしております。

以下、法の定めるところによりまして、それぞれの基本的な事項について記述をいたしております。

一が「民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項」でございます。

ポイントが4つになっております。1の「特定事業に係る事項」では、法に基づきまして、実施のための手続に着手する際の留意点を2点挙げてございます。なお、これら留意点につきましては、特定事業の範囲を限定するという趣旨ではないということでございます。

(1)は、早期に事業を実現するといったような観点から、事業の分野ですとか形態、規模にかんがみ、PFIでやりやすいもの、また、国民のニーズに照らして、早期に着手すべきと考えられるものから手続を始めてはどうかということでございます。

また、なお書きに、独立採算などで事業が進められるといったものについては、事業形態としての適合性があるということでございます。

(2)は、事業を進めるに当たっての確認事項になります。公共性が高く、本来公共施設等の管理者等が行うべき事業であること、更にこの管理者等において、これらの公共施

設等の整備の中長期的方針があるような場合に、整合性が取られているということを確認するということでございます。

また、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に実施できる見込み、バリュー・フォー・マネーという考え方で、それが達成されるという見込みがあることが前提となります。

2は、法に基づいて作られる実施方針の趣旨が(1)に述べられておりました、その際に公平性、透明性の観点から、事業を検討していく段階のうちなるべく早い段階でという趣旨で、なるべく早期に策定、公表することが望ましいと(2)に述べられてございます。

(3)は、実施方針の内容は、民間事業者の参入促進ということからいって、なるべく具体的にということでございます。

(4)は、なるべく具体的にという一方で、なるべく早くに出すということも要請されていますので、順次追加をして詳しくしていくといった対応でよろしいということでございます。

3は、この実施方針に基づきまして、特定事業の選定、あるいは客観的な評価を行って、その結果を公表することになりますので、その観点でございます。

(1)に事業の選定の基準が示されております。1つは、事業期間を通じた公的財政負担の縮減を期待できるということ、もう1つは、公的財政負担が同一の水準にある場合においても、公共サービスの水準が向上することが期待できること、この2つを基準といたしております。なお、これを当面といたしておりますのは、以下に述べます客観評価ということに関連した部分が向上すれば、費用がある程度増えてもそれ以上にパフォーマンスがよくなるといったようなものも取り込む可能性が将来あるという趣旨でございます。

(2)は、公的財政負担の見込額を算定するに当たっての適切な調整の話でございます。支出面、あるいは収入面で、特に税金などについては、その主体に税金が実際に見込まれるといったような場合において、調整をするということでございます。また、それらの費用については、現在価値で評価をするということでございます。全体としていわゆるネット・プレゼント・バリューという考え方を示してございます。

(3)は、サービスの評価においては、できる限り定量的に行うのが望ましいということでございますけれども、定量化が困難なものについては、定性的な評価を許容するという趣旨でございます。

(4)は、民間事業者の選定の際に、アウトプット仕様、ないし性能仕様といったもので行うということに対応して、この段階においても、あまり詳しく決めないことが必要だということでございます。

(5)と(6)は、この評価の結果、それに関連した資料について速やかに、あるいは適切な時期に公表するというところで、その際に以降の民間事業者の選定であるとか、PFIではなくて、従来公共でやるとした場合の入札といったものに競争上影響を及ぼさないということが留意条件として示されております。

4 は、民間事業者の発案についての措置でございます。

この民間事業者の発案が活発に行われますと、P F I 事業の促進にとって極めて有益であり、加えて民間事業者の自主性を尊重するという観点もございまして、(1) は、これらについて受付けの体制を整えるなどして、適切な対応をとるために必要な措置を講ずることでございます。

4 ページにまいりまして、(2) は、民間事業者の発案においても、その事業案の取り扱いについては、先ほど述べました 1 のところで書いたように、同じやり方で検討をするということでございます。その上で実施方針をつくることとなります。

(3) は、相当期間内にこの実施方針の策定までに至らないという場合には、発案者に対して通知をする、あるいはその理由を説明するといったようなことが求められております。この点についても、適切な時期に公表するということでございます。

二が、「民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」でございます。始めに国について規定をいたしております、次いで、それに準じて行われるということで、特殊法人その他の公共法人についての規定がございます。

国のところについて順次ご覧いただきますと、民間事業者の選定、あるいは客観的な評価の公表に当たっての留意事項が示されてございますけれども、原則として、競争の確保の原則に立つ、あるいは手続の透明性を確保する、できる限り民間事業者の創意の工夫が発揮されるということを留意の上、この(1) から(8) までの事項に沿ってということでございます。

(1) から(4) が、入札に関わる部分でございます。(1) に原則が述べてございまして、会計法令に基づき一般競争入札によるということでございます。(2) は、この原則の適用のない場合においても、競争性を担保することが求められております。

(3) は、一般競争入札、または指名競争入札の両方におきまして、価格以外の条件を入れた総合評価について示してございます。結果について客観的ということと、更にそれが数量化されて一元的な評価ができるということが求められているところでございます。

(4) は、この客観的な評価については、例外として随意契約があるわけでありましてけれども、その場合、あるいは上記の(2) の会計法の規定の適用を受けない場合においても、この趣旨にのっとった評価を行うということでございます。

(5) は、先ほども申し上げましたアウトプット仕様、ないし性能仕様でやるということに関連したものでございます。

(6) は、民間事業者に対して、選定過程において、質問の機会を与え、競争条件を損わないよう公正に情報提供を行うということが述べられております。

(7) と(8) は、関連の評価の結果、評価基準、その他の資料、あるいは民間事業者を選定しないで特定事業の選定を取り消すといったことに関連した公表に関連する事項でございます。

5 ページにまいりまして、三の「民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実

施の確保に関する基本的な事項」では、1に実施方針において示すべきことが述べられております。まず、公共施設等の管理者等の関与、次に想定されるリスク、さらにその基本的な分担についてできる限り明らかにすることが求められております。

2は、それに基づいて事業が実施される協定等、いわゆる契約について、以下の点を規定した上で公開するというところでございます。

また、この協定等におきまして、選定事業者が他の事業を行うような場合に、その事業に伴うリスクが波及してくるということがありますので、専門の事業会社を設立するなど必要な措置を講ずるということが、それに限定しない形で書き込まれてございます。

(1)は責任分担に関連する部分でございますが、次の(イ)(ロ)(ハ)によりまして、明確にするということでございます。

(イ)は、サービスの水準の監視を行うこと、それから、長期の事業であるので、安定的に経営が行えるかといったことに関連して、財務の状況の報告等、長期収支との不整合があった場合の報告の徴収について規定しております。

また、これらの監視等に基づいて是正措置が行われるわけでございますが、その際にその措置を取ることによって、かえって公共サービスの提供が困難になるようなことがあってはならないということもありますので、それらの措置については相当と認められるものである必要があるということでございます。

(ロ)は、公共の関与につきまして、例えば安全性の確保であるとか、環境の保全などに関連した検査・モニタリングなどに限定して規定をするということでございます。

(ハ)は、想定されるリスクをできる限り明確化する、そして、当事者間の負担するリスクを明確に規定するということを求めております。その際のリスク分担の考え方は、リスクを最もよく管理することができる者にリスクを配分するというものでございます。また、適切な場合には、リスクの軽減、あるいはヘッジ、これは保険などが考えられますが、そういった措置も講ずるということでございますので、その範囲、あるいは内容をきっちり書いておくということでございます。

6ページにまいりまして、(2)は、事業について、終了の時期を明確にするとともに、終了時におきます土地や施設の取り扱いについて、きっちり書いておくということでございます。

(3)は、事業継続が困難な場合を想定して、それぞれできる限り具体的に列挙して、その場合の対応もそれぞれきっちり書いておくということでございます。特に修復の可能性がある場合については、その修復の対応についてきちんと行うということでございますし、あるいは事業破綻に至ってしまった場合についても、当初どおりというわけにいかないとしても、公共サービスの所要の確保といったものは求められるということでございます。

同時に上記(2)にありました事業終了の際の土地や施設の取り扱いも十分注意をしていただくということでございます。

これらについては、公共サイドの観点から、公共サービスの提供の確保に重点を置いて
いるわけでございますけれども、こういったことを行いますと、資金を提供している者か
らみまして、債権保全の点から問題を生じ、それを通じて資金調達に影響を与えるとい
うことがございますので、これらの措置については、そういったものを十分考慮に入れて相
当のものとする必要がございます。

(4)は、契約の解除に至る帰責事由と、その際の対応をしっかりと明示しておく必要が
あるということでございます。(5)は、協定の解釈について疑義が生じた場合について、
これを解消するための措置が明確にされている必要があるということでございます。

最後の3は、第三セクター等において、契約以外の権利・義務関係の存在が公的財政負
担の拡大を招いたといったことがあります。そういった観点から、協定等に明確に定め
るのでございますから、これ以外の権利・義務関係が発生することはないのだと関係者に
明らかにするということでございます。

四が、「法制上及び税制上の措置並びに財政上の及び金融上の支援に関する基本的な事
項」でございます。

1で基本的な考え方を示し、2で実施方針に書き込むべき内容を示すという構成になっ
ております。

1の基本的な考え方でございますが、(1)は、財政上等の支援について、現行の制度
に基づくものを基本とし、またはこれに準ずるものとするということでございます。いわ
ゆるイコール・フットィングの考え方を示したものでございます。

(2)は、例えば補助金などの政府の財政上の支援がありますし、政府系金融機関から
の融資もございますが、これらの対象としてPFI事業というものの位置付けを整備する
ということでございます。また、税制上の措置につきましても、現行の制度に基づくもの
が基本でございますが、PFIの推進に必要な措置を検討するということでございます。

(3)は、法制上の措置についても、PFI事業を円滑に進めるのに支障が生じないよ
う、法令の解釈、適用を含め、法制上の位置付けを整備するということでございます。

また、その際、例えば会計手続については、法附則第3条にも規定がございますので、
それを踏まえて整備を図る必要があり、その他業法、公物管理法などにおいても、それぞ
れ個別具体的に検討を行っていただき、それらについて特定事業の位置付けの整備を進め
るということでございます。

(4)は、法の第12条において、国有財産の無償ないしは市場価格を下回る価格で使
用されることができているわけでございますので、この趣旨を踏まえた具体的
な取り扱いについて定めるということでございます。

(5)は、資金調達、日本の金融市場の状況を踏まえれば、政府系金融機関による円滑
な融資といった配慮が必要であること、あるいはプロジェクト・ファイナンスといった新
しい手法が使われるといったことについての環境整備が必要であるということございま
す。

(6) は、法制その他の制度について、規制緩和等を進めるということですが、その際に法第 17 条の趣旨を十分踏まえるということですが。

2 の実施方針の中で示すべき具体的な内容は、以下の 4 点でございます。(1) の必要な許認可、あるいは選定事業者が行い得る、例えば維持管理、運営の範囲といったものを明確にすること、(2) の適用可能な補助金や融資などにつきまして明確にすること、(3) の税制上の特例措置につきましても、適用可能なものについて明確にすること、(4) の国有財産を使用させる場合、その使用に関する事項を明確にすることが求められます。

最後でございますが、五「その他特定事業の実施に関する基本的な事項」でございます。四までは、国あるいは特殊法人等の公共法人ということでもって書かれているわけですが、地方公共団体におきましても、一から四の事項を参考としまして、特定事業の円滑な実施の促進に努めていただくということございまして、この基本方針がガイドラインとしての役割を果たすということでございます。

説明は以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。なお、ただいまの説明につきまして、質疑をちょうだいしたいと思います。その前に資料の取り扱いでございますが、資料 2 の今の基本方針は(案)と書いてございますが、審議の途中でございまして、基本方針が策定されるまでの間、非公表ということでお取り扱いをお願いしたいと思います。よろしゅうございませうか。できればそこに非公表としばらく書いていただいた方がありがたいと思います。

それでは、ただいま御説明のありました基本方針の案について、皆様の御意見をちょうだいしたいと思います。どなたからでも結構ですから、御発言をお願いしたいと思います。

A 委員 部会での議論が大変よくとりまとめられておりまして、内容的に異議があるということではございませんけれども、先ほど来出ております地方自治体ではガイドラインになるということでありまして、多分いろんな解釈が行われるのではないかというふうに、いろいろ御検討なさると思いますので、意味内容を確認するという意味で、2 点ほど発言させていただきたいと思います。

2 ページの中ほどから下の(2) の 2 行目「公共施設等の管理者等における公共施設等の整備の中長期方針と整合性があるものであることを確認するとともに」というのがございますけれども、私はこういうこといいんだというふうに思っておりますが、これは事業の対象を小さく狭めるという趣旨ではない、私もこういうことを発言いたしましたけれども、そういう趣旨ではないわけでございます。法律の方で、公共施設等という表現がございまして、それに準ずるものというも挙がっておりますけれども、私は現在の政府、あるいは地方自治体が公共サービスとして提供していらっしゃるもの、これは範囲に含めてもよろしいんだと思いますけれども、ただ、あまり広げますと、事業がうまくいなくなるときには、国あるいは自治体がこれを引き取って公共サービスとして提供しな

きやいけないということもございますので、住民あるいは国民にとって必需的なものが必要なんだと思います。

そういう意味で、中長期というのは、数十年間供給し続けなきゃいけないという場合でも、公共は引き取ってという意味で必要なんだらうと思っております、これは決して狭めるような意味のことではないと解釈しています。

それから、もう一点、5 ページの一番下の(八)でございます。リスクの分担の問題であります。

ここがおそらくP F Iの心臓部と言ってもいいところではないかと思っておりますし、ここをどういうふう理解するかということが大変大事ではなからうかと思っておりますが、1 行目に、「想定されるリスクをできる限り明確」にするということ、それから、「公共施設等の管理者等と選定事業者等の間での負担するリスクを明確に規定する」ということ、「その際、リスクを最もよく管理することができる者にリスクを配分するとの考え方に基づきリスクの分担を決めるものとする」という表現がございますけれども、表現はこれでよろしいと思っておりますけれども、私ども経済学をやっております者は、「その際」の後なんです、「リスクを最もよく管理できる者」という表現は、例えば地方自治体、あるいは国、これはたくさんのプロジェクトを持ってある、したがって、そのリスクをプールすることができる、そういう意味でよく管理できるんだと。あるいは事業がうまくいかなかったときにも、例えば納税者等々にそのリスクを分散することができる等々でよく管理できるんだという言い方を絶えずやっております。

ここの意味は、「その際」以下に続く文章はそういうことではないということ、特定の事業についてリスクを最もよく管理できる者という意味だということを確認させていただきたいということです。

もう一点、これは表現が細かくなって恐縮なんです、1 ページ目でございます。下から7行目のところに「第三は」とございまして、「民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することができることである」ということがございまして、そのパラグラフの最後、「その結果、新規産業の創出を促進するとの点で経済構造改革の推進に寄与するものである」という表現がございます。こうなれば大変よろしいんでありますけれども、民間に対して、新たな事業機会をもたらす効果があるということと、新規産業の創出を促進して経済構造改革の推進に寄与するとの間にかなり距離があるんじゃないかという印象を讀んでいて持ちます。

事業機会が出てくるのはそうだと思うんです。金融機関にとりましても、新しい事業機会になりますし、これに参画する企業にとりましても、多分新しい事業機会になる場合もあるわけでありまして、私ども産業の創出と言います場合には、例えば鉄鋼業が新しく出てくるとか、そういうかなり大きな意味にとらえまして、新しい事業機会が出てくるといことと、新しい産業が生まれてくるということの間には、少し距離があるのではないかなという感じがいたしまして、讀んでいて、言葉づかいの問題なんですけれども、その

ところを感じたということです。

以上です。

樋口委員長 修文としてはどういうふうに。

A委員 「その結果」云々の後のワンセンテンスを取ってもよろしいのではないかなと思います。「民間に対して新たな事業機会をもたらす効果がある」と書いてございます。ここでも趣旨は十分に通じるのではなかろうかという気がいたしております。

樋口委員長 何かどうぞ。

白須室長 3点御指摘ございましたが、最初の2ページ目の「中長期的方針」という点でございますが、これは御指摘のように、中長期方針に書いていないものはやってはいかぬという趣旨では全くございません。そういうものが例えばあるとき、例えば道路で具体的にこういうふうにやっていきますとある場合でも、それと矛盾しないという程度の意味で使われているというように考えているところでございます。

2番目のリスク管理という点でございます。これは御指摘のとおり、いわゆる経済学的にリスクをプールして管理するといったような意味ではなくて、言わば直接的な意味においてリスクをだれがコントロールするかという意味でございまして、事業を提供していると、そのとき保守とか何とかやる者がそのリスクを管理する。あるいは廃棄物をどの程度集めるかということについて、それをある程度コントロールし得る者がリスクをよく管理する者ということでございます。

3番目の事業機会と新規産業の御指摘につきましては、検討させていただきたいと思えます。

B委員 この案文は、現実に策定されるまで非公表ということでございましたけれども、今後の予定として、タイム・スケジュール的には、今日、修文についていろいろな議論をして、すぐでき上がるということですか。

樋口委員長 それが非常に不十分であれば、後日文書でいただいて直すとか、いろいろなことを考えておりますが、それでよろしゅうございましょうか。

B委員 よろしいです。今日、言葉の細部までをかなり詰めた方がよろしいということですね。

樋口委員長 詰められたら詰めた方がいいです。

B委員 かたい文章で、もう少し図解されていると動きがわかるのですが、少々わかりにくいという感じはあるのですが、法律によっていますのでやむをえないと思います。法律を具体化する政令とか省令とかと同様のレベルの雰囲気が出て、それよりも少しは具体的なのが、この基本方針なのかという感じで読んでいました。したがって、ちょっとわかりにくい部分があるのかなというのは確かにございます。

何点が申し上げたいんですが、1ページ目の「第二」のところ、前文のところの、成果の期待という大きなところなので、言葉づかいなんですが、公共サービスの提供における行政関与のあり方というところなんです。たださっと読めば何となくわかるんですが、何を指

しているのかというのがこの言葉ではややわかりにくい。ちょっと後に「新たな官民パートナーシップの形成」とかいろいろ書いてあるんですが、非常に大きなことであれば、関わりとかにした方がよろしいですね。関与と言うと、具体的にどうこうせよというふうな監督権の行使の仕方を指し、それが例えば契約に基づいてやるようになるとか、そういうことになりますが、ここではそれほど具体的な話ではなく、そうではなくて、もう少し大きく公共サービスというものを官だけがやるのではなく、民もやるんだという大きな意味であれば関与というのは、言葉としてちょっと狭過ぎるので、もう少しおおくりな、包括的な言葉の方がよろしいかなと思います。

それから、先ほどA先生のおっしゃったところの2ページの(2)のところの「中長期的方針と整合性のあるもの」、確かにこれだけ読むと限定される可能性があるような気が私もいたしまして、要するに単に思いつきのようなものに、すぐにいいのがあるということとどびつくなという趣旨だと思うんですが、この表現ですとあらかじめ中長期的方針という計画がつくってあってそこにうまくはめ込まれないとだめというふうな読み方をされると、非常に限定されることになるかなという感じがいたします。その辺は言葉づかいでどうにかできると思いますので、御検討いただければと思います。

4ページ目の(5)のところ、これは重要なところで、要するに創意工夫が極力発揮されるよというということで、公共サービスの水準を示すことを基本とし、必要最小限にとどめることですが、ものによっては公共サービスの水準というのをあまり細かく、非常に具体的に示してしまいますと、創意工夫が出ないという問題もあるかと思しますので、必要不可欠とか、例えば公共サービスのあり方についても特にここに重点を置くとか、そういういろいろなレベルがあり得ると思います。これですと、いかにも公共サービスだけががんじがらめに決めるよという感じになるので、そうならないように少し付け加えたらいいかなという気がいたします。

それから5ページ目のところの三の2のところです。これは単なる言葉の問題ですが、事業計画または協定は公開するという公開という言葉なんですが、公表するではないんですね。多分、括弧書きにございますように、情報公開上の公開ではないかなと思いますが、それだと情報公開で開示請求が出てきたときは開示するという意味で使われているのか、ただ、裸で公開するというふうに言うと、広くずっと公開しておくという雰囲気なんですね。それでいいのかどうか、ちょっと趣旨がよくわかりませんので、広くというのであれば、普通公表するで構わないのではないかなと思います。

事業計画、協定で、こういう問題のありそうなものを除いて公表する。あるいは公表するとまでいかないつもりであれば、ともかく公開するという言葉は、意味が非常にわかりにくいという感じがいたしました。

もう一点、3ページから4ページの「民間事業者の発案に対する措置」のところなんですが、これは法律も民間事業者の発案が先に入っているものですから、すべての書き方が、例えば2ページ目の一のところも「民間事業者の発案による特定事業の選定その他」とな

ってきて、そこがトップに出てきてしまっています。ただ、実は、そういうものだけではなくて、民間事業者の発案もあるよという話なんだろうと思うんですが、こういうふうで書くと、全体的に主なものはあたかも民間事業者の発案によるように思われなかなと若干思ったのですが、法律がその順番に書いてあるので致し方ないということでしょうか。3ページの「4 民間事業者の発案に対する措置」ということで書いてあることは、一応始めの3行は、活発な発案が極めて有益であるということで措置しようという積極的な書きっぷりで、(1)はまさに受けつける体制を整えるということを書いているのですが、その次の4ページ目の(2)と(3)、(3)は単に公表の話ですが、(2)の趣旨は、結局、(1)に即したというのは、要するに発案であってもPFIの適合性が高いものであるとか、ニーズがあって早期に着手すべきものであるとか、そういうふうなことを見ましようという趣旨ですね。そうすると、前文のところの趣旨が必ずしも(2)は本当はうまくリンクしてないのではないかという感じがして、ただ、私は本筋はこれでいいと思うんです。(2)のように、いくら発案があったからと言っても、そのままというのではなくて、一応きちんとPFIでやるべきものであるかということをも1のところで見ましよう。それは話としてはあるべき姿だと思います。ただ、4の始めの前文のところ、少し後とつじつまが合っていないかなという感じがいたしました。

白須室長 最初に行政の関与、これは実は委員長から、先日御説明に伺ったときに、関与と言えるのかという御指摘がございまして、法律専門家のB先生からもお話があったところでございますが、ちょっと工夫をさせていただきたいと思っております。

中長期方針、先ほどA先生からも御指摘ございましたし、これまで御説明に伺った際、C先生等々からも御指摘のあったところでございまして、誤解のないような表現方法等々につきまして、また、委員会終了後改めまして、検討させていただきたいと思っております。

4ページ目の「公共サービスの水準を示すことを基本とし」というところでございますが、ここは私どもとしては、これは仕様に対してサービス水準と、言わば二大テーゼの一方ですということを書いたつもりでございまして、もちろん書きようですけれども。

B委員 公共施設であればこういうふうに2つに分かれるんですが、整備等ということで、サービスも一応加わっておりますね、法律では。となると、まさにサービスのところはあまり細かくしてしまうと、という感じがします。

白須室長 文章でございまして、ちょっと工夫をさせていただきたい。

それから、5ページ目の公開か公表かということでございます。私どもの意図いたしておりましたことは、言わば公表というのは、どちらかと申しますと、アクティブに公示とか掲示とか、こういう形でもって出していくという感じでございます。

それに対しまして、ここで言うておりますのは、契約でございますので、これを官報・公報に載せたり、それをそのまま庁舎の前の掲示版に張るわけにいかぬかという考えでございまして、おいでになれば見られるような状態。ただし、開示請求ということではなくて、よく役所で何々についてご覧になりたい方はどこどこへと、そういうレベルの来れば見ら

れるという意味合いで、逐一、官報だとか、掲示版にアクティブに載せるということまで考えないという意味合いで使っているということでございます。

それから、民間事業者の発案のところ、ここはどういう順番で書くべきなのかということ、いろいろ考えてはみたところなんではございますが、今の御指摘などからしますと、あるいは先に書いておいて、後から受けるという形の方が場合によっては書きやすい、ないしは理解もしやすいということもあるかと思しますので、書き方の順番を含めまして検討させていただきたい。

樋口委員長 よろしゅうございますか。

B委員 書き方の順番というのは、私の申し上げたかったのは、2ページの一のところの見出しなんです。

白須室長 これは法律に書いてございますので。

樋口委員長 Cさんどうぞ。

C委員 まず第一点、前文につきましては、法の第1条、第3条を目的とする旨書いていただいている、基本的にこういう方向でよろしいんじゃないかと思うんです。ただ、D先生の御意見もありますように、ちょっとわかりにくいところがありますが、何しろPFIは新しいものでございますので、今までの議論とか、資料を拝見しまして、要するにエッセンスを取りますと、公共サービスを、民間の経営資源を利用して、効率的に提供すると。この3つだと思うんです。それを公平性と透明性を確保して実施する。この5つはどなたに聞いても異論がないところだと。その辺を明解に、原則的なところをぽんぽんと入れてやるともうちょっとわかりやすいんじゃないかと思うんです。

次に、実施につきましては、客観的にいろんなファクターを詰めてやりましょうと。要するに客観的な基準ということがあろうかと思うんです。あと、実施する事業体につきましては、イギリスなどではSPCなどが用いられるわけですが、そのところの対応がよくわからなくて、株式会社でできるのか、SPCでいいのか、その辺ちょっとわからないんですが、要は事業として独立性を持ったもので行うということだろうと思うんです。その次に、それを契約で明解に規定をして実施をしていると。この3点というのは共通しているんじゃないかと思うんです。この辺のところはもうちょっとはっきりと出るようにお書きいただくといいんじゃないかと思います。

次に、個々の項目でございますが、肝心の1の(1)でございますが、基本方針というのは一種の憲法的なことだろうと思えます。将来変更するということはあるかと思えますが、5年後、10年後ということを見据えてやるわけだと思います。そうすると、(1)の中段に「国民のニーズに照らし早期に着手すべき」と、最初の段階はそうかしもしれませんが、後になってみればそれぞれいろんな公共団体等がやるわけでございますので、そうすると、早期に着手するというのは、表現的に、全般に共通するものというよりは、どちらかというと早期の段階に言うべき調整事項のことになるんじゃないか。それが最初に来るというのは、何となく理解しにくいのかなという気がいたします。

(2)でございますが、先ほども中長期的方針と整合性があるということの書き方でございますが、現在、環境保全でございますとか、あるいは情報化等で新しい分野がどんどんできてきてまして、その点については民間の事業者が参入するということが望ましいケースもいろいろあるかと思うんです。いかにも中長期的な方針が既にあると、それと整合するかどうかという視点というのは、いつの場合にも適用されるわけではないと。だから、もうちょっとこのところは柔軟な表現の方がよろしいのではないかと思います。

3点目は、2ページの一番下ですけども、「なるべく早期が望ましい」と、おっしゃっている意味はよくわかるんですが、早期というのが、早い段階で公示しなさいよという意味だろうと思うんです。早期と言うと、早い順番ごとにとという受け取り方をするのかなと思います。

それと関連して(4)でございますが、「順次詳細化して差し支えない」と。実施方針がこま切れになって出てくるというイメージがどうもしますが、多分、事業の選定の段階と方針の段階では異なる要素が入ってきますから、ある程度やむを得ないところもあると思いますが、あまりこま切れにするということではないんだらうと思いますので、順次詳細化というは何段階みたいでございますが、要するに早く出しなさいよということで統一されたらよろしいのかと思います。

4点目でございますが、同じく3でございますけれども、この中の(1)でございますけれども、このところ、2点をおっしゃっているわけですね。まず1つ目は、公的財政負担が同一水準にある場合に公共サービスが向上するとか、要するにどちらかをフィックスしまして、いい方にとということでございますが、そのほかにも縦割行政であるような2つの事業を統合することによって費用全体は増えるけれども、サービス水準は上がる、あるいは効果が上がると、そういうケースもありますし、両方よく、つまり費用も減って、水準も上がるというケースもありますし、費用も減るんですけども、それ以上に効果は悪くならないということもございます。だから、これは1つの事例として挙げられる表現の方がよろしいのではないかと。これだけを当面の選定の基準とするというふうに言い切ってしまうと、ケースを狭め過ぎるんだらうと思います。

次に、3の(6)でございますけれども、「適切な時期に公表すること」というのが最後にありますけれども、適切な方法によるということが必要なことかと思いますが、時期のことについて言えば可及的速やかにということではないかと思います。

次に5点目でございますが、二でございます。ここで国がということが入ってきてまして、2で「特殊法人その他の公共法人」と書いてございますが、法律の第4条の第2項には、地方公共団体についても触れておるかと思いますが、そうすると、ここでは地方公共団体に触れておられないのではないかと。このところを何らか付ける必要があるのではないかと。思います。

6点目でございますが、三の最初のところに、民間事業者の責任の明確化等と、等でありますから、別に異存はないんでございますが、その次に2の(1)のところに、一方の

民間の選定事業者だけではなくて、公共施設等の管理者等とございますから、双方について責任の明確化というのは必要なだろうと。後を見ますと、そういう趣旨だろうと思えますので。これは書き方の問題でございます。

その次、(1)の(イ)の終わりの方の文章で、「公共施設等の管理者等の支出負担額の減額その他」と書いてあります。減額というのも1つの手段であることは確かに間違いないと思えますが、これだけ取り立ててここに書くというのも何か変な感じもしないではないんですけれども、ほかにもいろいろあると思えますし、むしろ一般的に考えれば公共サービスですから、継続的に提供されることが重要なだろうと思えます。そうすると、減額してやめてしまって、つぶしてしまうというのはあまり適切な表現にはならないかと思えますので、確かにペナルティー的に減らすということはあるかと思えますが、むしろ経営体質を強化する方向の方がどちらかと言えば多いのかなと思えますから、これもワンオブゼムとして示す方がよろしいのかなと思えます。

8点目でございますが、四の1の(1)でございます。これは質問なんでございますが、先ほど佐久間参事官のお話ではイコール・フットィングという言葉がたしかあったかと思えますが、地方公共団体等で現実に受けられている補助金等が、全く同じような事業をやるときに民間の選定事業者が受けられるのかという問題があるわけです。何も従来100であるものを200もらうということではなくて、100でも、あるいは80でも、民間事業者が従来公共サービスということは想定していないわけでございますから、PFIになって、民間の事業者がやるようになったときに同質のものが受けられるのかどうか。このところは質問でございます。できないとすれば、この辺は順次法制度を改定していかないといけないのかなと思えますので、その辺のお考えをちょっとお伺いしたいと。

次、同じく四の1の(2)でございますが、これは税制上のもので、これも同じようなものも含めてでございますが、「現行の制度に基づくものを基本としつつ」とございます。必要以上に減税するということは別だと思えますけれども、従来、例えば固定資産税とか不動産取得税とかいうものがかからないような事業について民間の事業者がやったときにかかるようになってしまいますと、負担がいきなり増えてしまう。計算上はイコール・フットィングとおっしゃっていましたが、現実にそういう税金がイコール・フットィングの方に行くのかどうか。これは当然地方公共団体等がその公共度によって判断して、全額そうだとか、半額そうだとかというのは御判断されると思えますが、制度的にそういうことができるのかどうかということをご担保すると言いますか、実際できる方向に直していかないと、なかなかPFIというのは進まないのかなと思えます。

最後に五その他ということでございます。その他ということですから、以上で漏れたようなことを、基本的なところは述べるかと思えますが、ずっと読んでまいりまして、この推進委員会の役割でございますが、推進委員会は何をするのかと。これは法の21条に書いてございます。このところもきちっと挙げておかれるべきではないかと思えます。総合調整機能、あるいは調査機能、5つか6つくらいの機能を書いてございますので、ここ

でこの推進委員会の役割というものを明示されておかれた方がよろしいと思います。

あとこの点で、会計法令等との調整というのは出ているかと思いますが、これまでの議論としまして、公物管理のほかに、当面改定した方がいいのではないかと調整点があるかと思いますが。この辺については、どうしろというのはなかなか言えないところがありますけれども、検討点として挙げておかれた方がよろしいのかなと思います。

最後に、こういう基本方針というのは憲法的なところがございますが、VFMとかPSCとか技術的な問題については事細かく書けませんから、ガイドラインをつくるということがよろしいかと思いますが、これについても、五のところでも触れておかれるとよろしいのかなと思います。

以上でございます。

白須室長 いくつかございますが、前文、あるいは一の辺りの表現方法、あるいは一２（２）の「なるべく早期」という辺りところの、これらの表現方法につきましては、C先生の御指摘を含めまして、また、B先生その他の方々からもいろいろ御指摘もあったところでございますので、検討させていただきたいと考えています。

３ページ目の特定事業の３の（１）というところで、要は安くなるのかよくなるかというものでございます。この考え方といたしましては、これはもちろん、安くなりよくなれば一番いいわけでございますが、それから高くてよくなるか、安くなってサービス水準が同じか、あるいは値段が同じでサービス水準が上がるとかと、この４つのケースかと思いますが、その中で、サービスがよくなります、ただしコストはやや高くなるケース、この場合についてでございますけれども、これはもちろん、法律として必ずしも排除されていないものだろうと思っております。ただ、評価手法等がまだ定着していないという段階において、その辺が最初どんどん出てくるということでございますと、これはなかなか理解を得にくいと申しますか、そういうこともあるんじゃないかということで、評価の順次公表というところを踏まえた上で、当面の段階としては、少なくとも同じ費用でもってよくなるか、あるいは費用が安くなるかというところでやっていただくのが無事なんじゃないだろうかという書き方でございます。

それから、公表の時期の話でございますが、適切な時期というのは、もちろん、可及的速やかを含んでいるわけでございますが、例えば選定または不選定の評価の詳細に関する資料ということでございますと、例えば選定したといたしますと、次に民間事業者の募集、選定が行われます。そのときに、これはある意味でどこまで出すかということとのバランスなんでございますが、民間事業者の選定の前でございますと、民間事業者の選定の入札条件などに大きく影響を与えるというものは出せない。しかし、民間事業者の選定も終わってしまったんならば、その問題はないというところがございますので、そういう意味で可及的速やかと、ただ単に早くと言いますと、出せるものが限定されてくる。あるいは逆に不選定となったといたしますと、今度は公共でやる、公共事業でもって入札をいたしますということになります。そうすると、入札の予定価格がわかるような話になってま

いきますので、特定事業の選定、不選定の段階でございますと、次がすぐ予想されているわけでございますので、そこをいれましたところで適切な時期ということを書き込んでいくわけでございます。

それから、4ページから5ページについて募集、選定のところに地方公共団体がいないということでございます。これにつきましては、PFI法の第4条の第2項におきましては、地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の促進のために必要な事項に係るものということで、言ってみますと、プロモート要因以外は、基本的に自治に委ねて書けということになっておりますので、基本的にこの案におきましては、国等ということを書いておりますが、国等というのは、2ページ目の一の1の冒頭の「国等」、これは第1号の各大臣、及び第3号の特殊法人、第2号が地方公共団体の長でございます。そこをベースに書いてありまして、それで最後の4のところにおきまして、一番最後のページでございますが、「地方公共団体においては、上記事項を参考とし、特定事業の円滑な実施の促進に努めるものとする」ということで、地方公共団体の方は基本的にガイドラインでございますよということを書かしていただいているということでございます。これは法律の規定がそういう形でございますので、その点は御理解を賜りたいと思っております。

いわゆるPFI委員会の駆け込み寺の機能というのもあるんでございますが、あれも法律を見ますと、国の行う公共施設等の整備となっております。地方についてはダイレクトに駆け込み寺みたいな話を書いていないというようなところでございます。言わば地方の独自性というものについて多大の配慮が払われた結果であろうと考えております。

それから、5ページ目の三の柱書き、民間事業者の責任、公共の双方の責任があるんじゃないかと。これは御指摘のとおりでございます。

同じく、2の(1)の(イ)、支出負担の減額その他の相当と認められる措置でございます。これについては、これは御指摘のとおりでワンオブゼムなんでございますが、減額となるとかなりきついものですから、ある意味でそこまでやっていいのかという面が一方においてあると。一番きついものを例示的に書いているということでございます。例えば事業がおかしくなっているときに減額すればもっとおかしくなってしまうということはあるわけでございますので、御指摘も踏まえて、若干、文章上の工夫をさせていただきたいと思っております。

6ページ目、補助金の方はどうかということでございます。補助金については、いわゆる補助金の交付要綱というものによって、だれに補助金を払えるかということが決まっているわけでございます。ほとんどのものは交付要綱で決まっている。これについては、これが予算編成に関係するものと、各省で準備できるものとございまして、各省でできるものについては、現在、既に御検討いただいております。多くのものは予算編成を経るものでありますので、各省の方から予算編成過程におきまして、PFIの民間事業者を加えるという方向で予算要求をして、言わば事項要求をして、その予算編成を踏まえた上で補助金の交付要綱等の改正検討をしていこうということになっております。

税の問題につきましては、基本的にこれまで申し上げているとおりでございますが、何分にも政府税制調査会等に係るものでございますので、この程度の表現にとどめさせていただきます。

委員会の役割、またガイドラインの問題につきましては、他の委員の方々からもいろいろ御意見もあるところでございますので、御意見も踏まえて、委員会の役割、特にガイドラインについて検討させていただきたいと考えております。

ただ、委員の方々の中では、この上ガイドラインまでつくるのはよくないよという御意見の方もいらっしゃるというふうには承知しておりますが、多くの方々にはガイドラインをつくった方がいいという御意見だったかと承知しております。

樋口委員長 ありがとうございます。Cさん、よろしゅうございますか。

C委員 基本的には。細かい点はまた別途。

樋口委員長 よろしくお願ひします。

D専門委員 大きなところで、非常に行政側で御苦労されてつくった文章だなというのは御説明を聞いて十分認識していますが、前文は非常にわかりやすく、明確でありながら、本文はどうしても複雑になってしまう、わかりづらい、こういうことなわけです。これはどういうことかと言いますと、先ほど白須室長がおっしゃられましたけれども、一般論と具体論、どこまで何を書くのか、それと、法律事項と実務事項、この線引きが明確ではない。これが非常にややこしい理由ではないかと考えています。

それとともに、この基本方針そのものは国等という形で、明確に国のあり方を定義しているわけですが、実際のPFIはほとんど地方公共団体案件になってしまう。では、国のあり方を参考にせしめて地方公共団体が何をするかというのは、国のあり方を考えながらもやはり地方公共団体がどうあるべきかということを念頭に置きつつ、国のあり方を定義していかなければいけない。こういう複雑さがあると了解しています。

私、明確な修文ということではございませんが、行政サイドに再度本文の方について御再考願いたいのは、バランスの取り方、レベルのあり方、これに不一致があるところがございます。物事の考え方をバランスよく記載していかなければいけないわけですね。

それと、国のあり方と地方公共団体を考えますと、実は法的事項である内閣総理大臣の告示事項の内容と、実際の実務の間には大きなギャップができてしまう。このギャップを埋めるためにはやはり何らかの実務的なガイドラインがないと非常にわかりづらい。例えば評価手法とか評価基準の客観性、一体これは何なんだろうということになるわけです。できる限り地方公共団体、実際の公共施設等の管理者等が、この基本方針を見て混乱が起きないような配慮から文章をできる限りやさしくしていただきたいというのが私の大きな要請でございます。

若干その例を申しますと、例えば実施方針と特定事業の選定との関係。実は既に自治体からさまざまな御質問が来ています。これがどうあるべきかというのは、確かに法的にはこういう文章になるんでしょうけれども、実は一般の民間事業者、もしくは地方公共団体

から見ていますと、国の御意向がわかりづらいということもあるわけです。これは文章表現の問題なのかもしれません。そういった観点からの調整が必要ではないかと思えます。

一番大きな心配というのは、3ページの3の(2)、いわゆるバリュー・フォー・マネーとかパブリック・セクター・コンパレーターというものの根本ですが、ここも先ほど申しました国と地方公共団体との差、あるいは物事の判断基準の差、どこまで何を書くのか、実は個人的には法律事項として基本方針で明確に書くのは非常に悩ましい文章だと思っています。

例えば地方公共団体におかれましては、国の地方交付税というものをコストゼロの資金と思って評価したら全く意味のないことになってしまうわけですね。それだけ安くなってしまう。もちろん、税金によりまして、国税、地方税という問題がある。これは全く地方公共団体の問題であり、国の問題ではございませんけれども、やはり物事の考え方に何らかの国としての大きな規範を明記して、自治体がわかりやすいように、国の基本方針を理解した上で、彼らがどうあるべきかというものが明確に理解できるような文章が好ましいんじゃないかと思えます。やはり国だけの文章ではありながらも、何らかの形でPFIの促進を図る意味では、このギャップを埋める必要があるんじゃないかと思えます。

実はこの評価のあり方が、例えば4ページ目の二になりますと、これは現在の会計法、予法令の範囲内ではおそらくここまでしか書けないだろうという御判断であることは承知していますが、例えばバリュー・フォー・マネーの評価のあり方がどういう形で一貫性と継続性を持つのか、どこにも触れられていないわけです。実は建設省の委員会、通産省の委員会等では、このバリュー・フォー・マネーの評価の継続性、一貫性についてはさまざまな御議論があって、バリュー・フォー・マネーを最後まで貫徹すべきだという大変な御議論も存在しました。

ところが、入口の会計法、予法令に拘泥しますと、結局その考え方がどこにあるのか見えなくなってしまう。これはレベルの設定の仕方をあくまでも会計法、予法令に拘泥しているからこそ、ほかの条項との調整ができていないという事例でございます。

これも国の御意向をうまいこと記載しながら、そういう考え方も中に入れながら評価の継続性とか一貫性とかいったことを考えるべきじゃないかと思えます。

大きなところはそういうところですが、細かい文章的なところは、既にメモにしてお出ししましたので、是非とも先生方の意見、あるいは専門委員の先生方、御反論いただきたいと思えますし、文章表現的にはどうも目的と手段が一致していないところがまだありそうだなということで、是非ともこの辺は行政のお立場からも御検討願いたいと思えます。

それとともに、先ほど佐久間参事官から御説明がありまして、白須室長から御説明があったんですけども、例えば四の1の(1)、実態は白須室長の言うとおりじゃないかと思えます。ですけども、もしそれが事実であるならば、国の御意向として、いわゆる現行制度に基づくという考えを、実はこの文章は法律とそのまま同じなわけです、どういう方向性でやられるのか、やはり公共施設等の管理者にわかりやすい形で、法律の文章をそ

のまま併記するだけではなく、政府としての方向性をここで明確に書くべきだと思います。そういった意味におきましては、さまざまな関係省庁の利害が入っておりますので非常に難しいと思うんですが、是非ともこの四につきましては、規制緩和という観点からも前向きな表現で、何かもう少し考えていただきたいと思っています。

それから、先ほど白須室長からも御説明がございましたけれども、私はこういう実務とのギャップを埋める何らかの方策がこの推進委員会において決められるべきとも考えます。もちろん、これは法律事項としてではなく、あくまでも実務的な通則事項、あるいは取るべき規範のあり方、たとえそれが法的規範にならなくても、その規範をベースに公共施設等の管理者とか、民間事業者がマーケットにおいて一定のルールをつくっていく。おそらくそのマーケット・ルールが本当の意味でのPFIの規範になるんでしょう。ですけれども、それをだれかがやらなきゃいけない。だれかがやるということは、国の考え方として、推進委員会がやるということを書きましても、私は現行法の趣旨、推進委員会の置かれた法的な立場から言いまして、必ずしも推進委員会の権力を拡大するものとか、法律的に間違っているとは到底考えないわけです。

是非ともこの点、行政サイドにおきましても、先生方の御意見をお聞きして、御配慮願いたいと思っています。

以上です。

E 専門委員 D 専門委員のおっしゃったことの延長線上でございますが、わかりにくいというのはやむを得ないことかもしれませんが、混乱を起こすというのは極めてまずいと思うんです。今、D 専門委員がおっしゃったのに付け加えまして、いろいろございますが、3点ほどに絞って、自治体から見たときに混乱を起こすかもしれないところを絞って、D 専門委員の補足説明をさせていただきたいんです。

まず、2 ページ目の一の1の(1)のところですが、後段のところ、独立採算制の事業がPFI事業の適合性が高いものであることに留意すること。これはやはりPFIを実際にやろうとするところからすれば、バリュー・フォー・マネーを高めることがPFIの根本だと思っていたところに、独立採算制の事業がPFIとして非常に高く評価されるというふうに解釈されかねませんので、これについてひとつお伺いしたい。

2 番目でございますが、3 ページの3の(5)のところでございますが、この特定事業の選定を行ったとき、行わないとき、この辺につきましては、これはおそらく混乱すると思います。実際に実施方針、それから特定事業の選定、公募要綱、この辺のところはどういう形で位置付けられるのかというのを、できればこの前に少し書いていただいた方がいいと思いますし、少なくともいきなり特定事業の選定を行ったとか行わないとかいう話が出てくると、これはおそらく混乱すると思います。

3 点目でございますが、4 ページ目の会計法のところでございますが、これはむしろ御質問したいんですが、(3)のところですが、競争入札に際して客観的な評価の基準を設定すると。これについてやむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、数量化において

客観性を確保することと書いてございますが、会計法の一般競争入札というのは結局価格をベースとしてやるというふうには思っていたんです。例えば、定性的なものを数量化してやれば、これは会計法に言う一般競争入札と考えてよろしいのか。

以上3点、御意見なり御質問、Dさんの補足で申し上げました。

白須室長 まず独立採算というところでございます。この独立採算ということにつきましては、御承知のとおり、立法経緯からいたしまして、PFI法の第3条の第1項に、「当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする」ということで、立法経緯的に言うと、最初はここから入ってきたと。それでだんだんバリュー・フォー・マネーがでてきたわけで、もちろん、この全体がバリュー・フォー・マネーで貫かれているわけですが、ある意味でもう1つのファクターといたしまして、これがバリュー・フォー・マネーと直接関係するというものではないわけですが、このようなものがふさわしいと法律で論じているわけですが、これを特定事業の選定とか実施方針の策定とか、事業の選定のところに書きますと、バリュー・フォー・マネーと混乱が起こってまいりますので、その前の後段のところでは書かせていただいたということでございます。

E専門委員 ほかのところに、PFIの1つの基準として、財政支出の縮減が非常に重要だとか、バリュー・フォー・マネーが重要だとか、独立採算的なものが重要だという、いろんな基準がこの中に入っているような感じがするわけで、確かに居場所が難しいかもしれませんが、多分混乱する。

白須室長 この点は、例えば立法をされた議員の方々とか、ある意味でイギリスのPFIというのもあまりはっきりしないところがあると、日本はやはりPFI法に基づいてやるわけであるから、当然この法律の規定というものはよく考えていただかないと困るといったような御意見等々もあるわけですが、また、独立採算可能というものが、若干異なったディメンションでございまして、言わば別立て的にやっても、さして問題のない分野かとも考えておりますので、そのような意味でここに書かしていただいたと。

選定の方に書きますと、バリュー・フォー・マネーと混乱してまいりますので、あえて前の方に持ってこさせていただいたということでございます。

それから、3ページの3の(5)の書き方について、冒頭の1行の書き方だと思いますが、このところについては工夫をさせていただきたいと思っております。

それから、4ページ目の(3)でございまして。この会計法令関係のところにつきましては、私どもとしては、現時点可能なぎりぎりのところを書かしていただいたというふうには考えております。ここまで書くのかと、そこまでなかなかというようなお話しもいろいろあったんですが、総合評価ということと、公共サービス水準による性能発注という点を入れるために、あえて具体的に書かしていただいたわけですが、

この総合評価におきましては、ちょうど部会の御議論の中間整理というところでも、ポ

イントによって選んでいくことができるという、中間整理の5ページ目の意見の概要のところの真ん中辺、下から5つ目の点のところでございますが、「ポイント制による総合評価により選定できるのではないか」というのがございますけれども、要は一方で価格という数量的なものそのものがあると。これが現在の入札制度の基本でございます。会計法、予決算に基づきます。それに対しまして、現在、既に総合評価というのが一部認められていると。これをずっと進めていって、それでやろうという話でございまして、その際は、定性的なものがあって、その定性的なものはある程度定性的に評価していいと。ただ、定性的なもので評価するとして、定性的な項目が例えば5つくらい、カンファタブルだとか美観だとか、仮にあったといたしまして、そのときこの項目ではこの人が勝ちました、あの項目ではあの人が勝ちました、価格では明らかに別のこの人と、こうなったときに、例えば価格に何十点振る、カンファタブルは何点、美観は何点だと。それぞれについて1位の人には何点、2位の人には何点とつけて、これは委員会方式を使う場合もあれば、専門家の方々や学識経験者の方々が集まって総合評価をなさることもあるわけでございますけれども、全部足したら、煎じ詰めたところこの人だと。若干形式的かもしれませんが、それぞれの定性的なもの、美観であるとか、快適さであるとか、あるいは早くできるとか、それに点数をつけて、それでこの人は何ポイント、この人は何ポイントと、そうした結果、こうなったんですという、きちんとした説明が外部に対して一定の時点においてできるという意味で、評価結果の数量化による客観性の確保というのは、そういう意味でございます。

E 専門委員　ますますガイドラインが必要だと思えます。

F 委員　わかりやすくなるように随分時間をかけられたと思えますが、今、E先生おっしゃったところも、同じように関係するんですけれども、ある程度抽象化させないと、なかなかうまくいかないし、ある程度具体的に書かないとわかりにくいということで、気がついたところを申し上げます。

5ページの三の2の(1)の(イ)のところですけども、これは書かれるときにどこの視点から書けばいいかということちょっと迷いがあったではないかという気がするんです。長期継続でサービスの提供を受けておりますので、ここにサービスの水準とありますけれども、それに従ったサービスの履行がされていなければそれは債務不履行。だから、これはもともと監視とかそういう問題ではなくて、単に債務不履行かどうかの問題なんです。ところが、それを公共のサイドで四六時中監視できるかどうかというと、これまた別の問題と。そうすると、そのところで今まで議論がいろいろなところでなされていますけれども、例えば非常に微妙な問題については、民間の方からだれか資格を持った人の報告書を付けて、それがフィージブルかどうかわかりませんが、毎月出してもらうかということもあり得ると思うんです。それは債務不履行かどうかの問題。

次のところへいきますと、財務内容が健全かどうかということで、財務内容の健全性が欠けているか、それとも財務的に健全かどうかということで財務の資料をちょうだいする。

どういう事業計画でどういう財務内容かと。これはおそらく公認会計士の先生の監査報告が付いているかどうか。そうすると、そのベースを商法ベースでやるのか、証取法ベースになるのかと、きつとこういう形になると思うんです。

このところは、具体的に書けば書くほど、実は事業の形態によって多少狂いがでてくる可能性があるので、ちょっと難しいなと。きつと書かれるときに御苦労なさったんだろうなということはわかるんですけども、どっちに書きましょうかと。もっと詳しく書こうかと、もう少し抽象的に書いて、かつガイドラインか何かをおつくりになるのであれば、そのところを埋めましょうかと、そんなような感じがします。

同じような問題で言うならば、次ページの(3)なんですけれども、このところは非常にコンパクトによく書いておられますので、ずっとこういうプロジェクトをなさってこられた方にはわかるはずなんです。わかるはずなんですけれども、これはDさんが先ほどおっしゃった法律、ないし契約と言いましょか、契約と実務の問題というのはずれがあって、ここに書くのは難しいかもわかりませんね。実はインドネシアの電力公社があって、パイトンという会社があって、銀行団があります。銀行団は融資契約上の債務不履行があるので、債務不履行にしたいんですけれども、した途端にパイトンという会社とインドネシアの電力公社の契約が切られてしまうと。要はノン・リコースでファイナンスが成り立っていますと、非常にデリケートに、非常に壊れやすくなるようになっていて、そういうプラクティスの中でどうすると一番安定しますかという問題のはずなんです。

ですから、これは基本的にはベスト・プラクティスを集めていかざるを得ない。そうなってくると、私はこれで大体わかると思うんです。もう少し書けるのかもわかりませんが、おそらくこういうことなんです。でも、そのところをきつと何かで補わないとだめで、そういう意味でこれ非常にわかりやすくなっているんですけれども、きつとガイドラインか何か、補充するコンメンタールか何かがあった方がいいんじゃないかと思います。

以上です。

樋口委員長 ほかにありませんか。

G専門委員 2点申し上げたいと思います。

そもそもこの法律の目的の第1条に、民間資金の活用ということがこの法律の目的としてあるわけです。どうも私の受ける全体の印象として、民間資金の活用の促進ということが、この基本方針の中で影を薄めているんじゃないかという印象を非常に強く持っているんです。

と申しますのは、一番最初の前文の第一、第二、第三ということで、1ページになりましてけれども、第一の「低廉かつ良好な公共サービス」とか、第二の「公共サービスの提供における行政関与のあり方」とか、これがすべて民間資金が活用されることによって始めて実現されるわけなんです。ですから、民間資金を公共サービスの提供においてどう活用できるかという視点から、この全体の基本方針が構成されていないと、民間資金がなければ何も実現しないわけですから、そういうことが大きな意味での印象として持っています。

具体的な点で1点だけ申し上げますと、7ページの「(5)特定事業に係る資金調達については、政府系金融機関による」と以下で文章があるんですが、これは四の全体の構成の中では、金融上の支援という1つのくくりの中に入ってくるという構成になっているんです。多分それはそれで必要なものなんですが、実はもっと必要なものは、6ページに戻っていただいて、四全体の問題なんですが、「法制上の措置についても」ということで始まっている文の「PFI事業の特性」というのがあるわけですが、今、私が申し上げた趣旨からして、可能であれば、まさに法律の目的でありますところの「民間資金の活用の促進を図るPFI事業の特性及び」とか、それを是非入れていただきたい。要するに、民間資金を活用するということですから、そういう面で法制上も民間資金を活用できるような形での法制上の配慮、環境整備ということが求められるわけですから、そういう点を入れていただくことによって、その点が非常にはっきりしてくるのではないかなと思います。

2点目は、先ほど来ありますこの基本方針が、どういう機能を持つかということなんですが、私はこれまでの委員会でも申し上げたんですが、このPFIという考え方、あるいはPFI方式による事業方式、これが基本方針が出ることによって逆にせばめられる、規制、抑制されてしまうということは是非ないようにしていただきたいということは申し上げてきたんですが、どうもその点についても、私自身が若干神経質過ぎるのかもしれないんですが、気になる点が何点かあるわけです。その中で一番最初のたくさんある中の2点だけ申し上げますと、一番重要な一の1の(1)、あるいは(2)のところなんですが、これは地方自治体の方とか民間の方が読まれると、最初にここの文章に行きますので、非常に印象の強いところだと思うんですが、先ほど御指摘のありました一の1の(1)の後段の「なお、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である事業については」とあって、「留意するものとする」とあるわけです。

これをそのままずっと読みますと、これは独立採算型をこのPFI事業の範とするというのは、読み方によっては非常にこれはネガティブな印象を与えてしまうと。実はこれは法律に沿っているというお話なんですが、法律の方はよく読みますと、その前に「財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ」というのがありまして、それから、「これに要する費用を支弁することが可能である等」という「等」が入っているんです。そこである意味で法律としては幅を広げてありますし、法の文章とは違ってありまして、適合性が高いものであることに留意するというのは、ここで作られた文章なんです。

ですから、私自身非常にまっ白になって、これをすばっと読んだときに、ああ、こういうものがPFI案件なんですね、それ以外はあまりふさわしくないものですねと、こういうことになってしまうと、やはり先ほど申し上げたPFIの範囲をせばめてしまうというふうなことになるのではないかなという印象を持ちました。

もう一点、下にございます「中長期的方針との整合性」というのは、先ほど来お話があるんですが、民間の発意ということで、例えばITの考え方、あるいはITの内容をPFI

Iを活用してやっていこうとか、あるいは現在自治体で考えられていないものが出てきたときに、これもそのまま読みますと、そういうふうな印象、すなわち抑制的な印象を与えてしまうということではないかと思しますので、今申し上げた2点も含めて、もう一度そういう面で御検討いただければと思います。

以上です。

H専門委員 私からは3点ほど申し上げます。

今もG専門委員からおっしゃったことと重複いたします。また、先ほどそちらの方でもおっしゃったことと共通のことですが、2ページ目の(1)のなお書きのところでございます。独立採算制のある社会資本整備というものが重視されているというふうな受け止められる可能性が非常に高いということでございます。

前々から皆様方から御議論が出ていますように、公共サービス購入型、つまり安い値段でよりよいサービスを提供するパターンのものが、こういう書き方をしますとなかなか出てきにくくなるのではないかと思いますので、私はこのなお書きの3行は、むしろ抹消していただくのがよろしいのではないかと思います。それから、法律の方は、第3条で今御指摘いただいたように書かれておりますので、この趣旨は生かされているのではないかと。あえてここでより留意するという意味で強い形でお書きになると逆に誤解を呼ぶのではないかという意見でございます。

それに関連してでございますが、同じページの上から3行目に「明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに」ということで、ここでまた収益性の確保という問題が出てまいります。ここでおっしゃっているのは、事業の収益性ということではなくて、むしろ民間事業者の収益性ということでおっしゃっていただいているのではないかというふうには拝察いたしますが、しかし、ここで収益性の確保という言葉をお使いになると、どうしてもペイする社会資本みたいなものが基本的な考えとして優先されているというふうな流れになるような気がいたしまして、「収益性を確保するとともに」というのも抹消してはいかがかというのが御提案の第1点でございます。

第2点目でございますが、最後の6ページ目のところの四のところでございます。

税制上の支援措置、あるいは金融上の支援措置に関する事項でございますが、これにつきましても、部会の方で意見を申し上げさせていただきましたが、大切な点は、このPFIの事業が行われている期間中、民間事業者の法的、経済的地位が安定的に確保されるということだと思います。いろいろな業法の制約、あるいは公物管理法の問題、国有財産の問題等、具体的なことはこの(3)とか(4)あるいは資金調達の(5)ということで、かなりブレイク・ダウンして書いていただいておりますので、この点については評価させていただきたいと思ひますし、まさにこのことが大切だと思いますが、四の頭書きのところ、PFI事業の円滑な推進を図るためということの次に、民間事業者の法的、経済的地位が事業期間中安定的に確保されることが必要であるとの観点に立ちというような文言を是非入れていただきたいと思ひます。

この点は、私、部会でも申し上げたつもりでございますが、非常に大事な点だと考えております。

3つ目はあまり大したことではございませんが、これも部会で申し上げさせていただいたんですが、上位落選者に入札コストを一部補償していただきたいということでございます。これは何もお金が欲しいという趣旨ではございませんで、今のこのような仕組みで入札で発注しますと、応募すること自体にお金がかかる。しかも、相当巨額のお金がかかるというようなことがございますので、そのことがかえって競争を阻害したり、あるいは参入障壁を高くしたりということがあるのではないかと思います。全部を補償するということは無理でございますので、幾分かでも補償していただくという仕組みがむしろ門戸を開いていく1つの大きな要素になるのではないかと。そのコストはバリュー・フォー・マネー全体の中で、コストとして算定をしていただくというのがよろしいのではないかと。以上3点、御提言申し上げます。

I 専門委員 全般的なコメントとしてわかりにくいということについては私も共通の感じは持っておりますけれども、その辺についてはなかなか難しいところもあると思いますので、発言したいと思います。

具体的な面については、今既に1つは、H 専門委員の方からのコメントがございましたけれども、独立採算制の議論については私も同感でございます。ただ、先ほど室長からの御説明にもありましたように、法律に載っているということもあるので、ある程度やむを得ないと思いますが、この辺の表現の仕方、「高い」というふうに決め付けるより、もう少しやわらかい表現で逃げていただければ誤解を避けられるのかなとは思いますが。

3ページの3の(1)でございますが「事業期間を通じた公的財政負担の縮減を期待する」ということで、これまでの議論を踏まえたお話だとは思いますが、先般一度発言させていただいたかと思っておりますけれども、現実に地方等では相変わらず建設費用の延べ払いのニュアンスというのはどうしても念頭にあるようでございますので、明解に建設費用のみならず、「維持管理、運用等の事業期間を通じた」という言葉を足していただくことによって、より明解になるのではないかというふうに感じております。

その次、これは先ほどD 専門委員からもちょっと触れられましたが、この部分がやはりバリュー・フォー・マネー算定の、いわゆるP S Cとかバリュー・フォー・マネーといったことの1つの基盤になる大事なところであろうと思います。

ここで民間事業者からの税収その他収入は現実に起こる場合ということで、税収がある場合はちゃんとそれをカウントしなさいよというふうに言っていること自体は、そのとおりだとは思いますが、もう少し踏み込むというか、明解に、現実に今論議が出来ますのは、例えば税収にしましても、国税と地方税によって、地方の場合は、国税はこれは関係ございませんよと。あるいは逆の場合もあり得るかと思っておりますが、基本的にV M Fを計るのは、国全体の、あるいは国民経済的という表現がいいかどうか分かりませが、国民全体の視点から計るべきだということだと思っておりますので、第一歩のV M Fの基準は国と

か地方に関係なく、税収というものは必ず、右から引くのか、左に足すのかはわかりませんが、きちっとした整合性をとって、いわゆるイコール・フットイングをとるということをもう少し明解にお書きいただいた方がいいのではないかと感じます。

それから、6ページの三の3「選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人」、第三セクターのことも含めておっしゃっているんだと思います。御説明いただいたときに私完全には理解していないのがございますけれども、ここで責任分担等が協定等において具体的かつ明確に、当然、選定事業者がだれであろうとも責任分担というのは協定等で明確にされるべきでありましょうし、そういった文脈で全体が統合されているようですが、ここでわざわざ第三セクターについてこういうふうに言われている意味は、ちょっと今ひとつ理解できないのと、逆に第三セクターも当然選定事業者としての可能性が排除されていないのは法律上で存じておりますが、むしろその場合は、第三セクターであっても、一般の民間事業者と同じレベルで競争するということを明確にさせていただいた方がいいのかなというふうに感じております。

この意味とその辺について御説明いただければと思います。

樋口委員長 1人当たりのお話が割合長かった。私の予想をはるかに超えましたので、どうでしょう。続けましょうか。私、済みませんが、これから名古屋まで行かなきゃいけないものですから、交替させていただいて、続けますかどうするか、ちょっとお諮りいただいて、いかがでしょうか。

西野委員 少しであればよろしいです。

樋口委員長 そうですか。大変どうも申し訳ありません。

(樋口委員長退室)

J専門委員 今、I専門委員から話があったことで、いわゆる基本方針そのものにはP S CとかV F Mとかいう言葉はもちろん書けないことだと思うんですけども、3ページの3の(1)で書いてある点に関して、バリュー・フォー・マネー、あるいはP S Cを計算した基準というものがどういうものであるかということが実施方針なり要綱に書かれていないと、いわゆる民間が事業に参加するときに、それと競争するのは、どういうレベルで競争すればいいんだということが非常に重要な問題になってまいります。最後までブラック・ボックスのまま行って、契約寸前になって、バリュー・フォー・マネーが出ないからこの事業はできないと、あるいはバリュー・フォー・マネーが出るようにもっと下げないといけないということで、ぎりぎりまでそれが据え置かれるというのは、非常に問題があるかと思えます。

だから、できるだけ基本方針、あるいは実施方針もしくは要綱で、今回のある特定事業に対して公共側としては、P S Cをどういうふうに考え、それに対してバリュー・フォー・マネーとしての限界はどのくらいであるということがきちっと明確にされているということが非常に大事じゃないかと思えます。

そういう意味で、この3の(2)の最後のところに、「これを現在価値により評価する

こと」と書いてありますが、なお実施方針等でその前提について明確にするということを加えてもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

あと、先ほどから話が出ていますが、今回の推進委員会、あるいは専門部会については、ほとんど基本方針の策定につき議論しているわけでありますが、基本方針を策定した後、この委員会なりが何をやるんだということが、まだ一般の人たちには明確でないということで、先ほどから出ていますガイドライン等々の話もあるでしょうし、それから推進委員会そのものの役割としての、例えば省庁間の調整その他も含めて具体的な項目もあるでしょうし、是非それを基本方針の公表と同時に、その後どうするんだということも含めて公表できるようにしてもらえればと。その2点だけです。

白須室長 それでは、お時間の関係もございまして、いくつか共通しておるかと思存しますことを若干まとめて申し上げたいと思存します。

1つは、独立採算の問題でございますが、これは先ほどの法律では、言わば独立採算が適した事業の代表であるごとく、先ほどG先生お読みになりましたが、収益をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせるものについてはと、こういう書き方でございまして、あえてそれをこの程度に書かせていただくことが適当じゃないかというふうに考えたところでございますが、前後の文脈等につきましては、工夫をさせていただきたいと思存します。

なお、収益性の確保という言葉でございます。これは同じ条文の3条の2項に収益性を確保するとともにということでございますが、これは明らかに民間事業者にとってだと思存しますが、法律の言葉を勝手に補いますのは、またいろいろと問題がございますかもしれないということで、法律の言葉をそのまま使わせていただいたということでございます。

上位落選者の話というのは、これははっきり申しまして、現行法令上、国では難しいかと思存します。また、一方で申しまして、果たして基本方針に入れて、それを払えというふうに言うべき、地方自治体にいたしましても、と言うべきものなのかどうか、その点は問題があるかというふうに考えて、もちろん払ってはいけないということは地方自治体の場合ございませんけれども、国の予算からしますと、ちょっと難しいかなということでございます。

それと、バリュー・フォー・マネーの内容につきましては、これはおそらくあまりがっちり書きますと、一方でそんなことを言うんだらば、だれがやるかということも出てくるんじゃないかということで、やや、初期の段階でございますので、それぞれ勘案すべきファクターはやっていただいて、その上で調整するという方向性は示させていただいたと。

このバリュー・フォー・マネーの算定の際と事業者の選定の際の計算の仕方が必ずしもぴったりではないではないかということでございますが、事業者選定の方は入札でございますので、これはきちりしていないといけませんので、やや幅を持たせるというわけにはなかなかいきにくいのではないかというふうに考えております。

また、バリュー・フォー・マネーの計算の仕方を、今申しましたように、すぐぱしっとうでなきゃいかぬと言わないまでも、採用する計算の仕方を個々のケースでは、言わば勝負の基準を明らかにしろというお話については、御指摘、有益なものかと考えておりますので、検討させていただきたいと考えております。

西野委員 既に委員長が出られまして、予定の時間を過ぎておりますので、いろいろ御意見があるとは思いますが、この辺で今日は終わりにさせていただきたいと思えます。

更に今日、聞かれた中で御意見がありましたら、事務方宛てに文書で提出いただければと思えます。それを含めまして、事務方で検討していくと思えます。

K委員 私自身は黙って聞いておりましたが、PFIそのものの概念というのは、かなりわかっておられるのではないかと思うんです。ですから、ここに書いてあるからといって、一番よくわかるのは、先ほどから問題になっておりました一の1の(1)の「なお」書きですね、こう書いてあると、これにこだわるのかというのが、むしろ不自然かなという気がしてまして。PFIというと、そんなにこだわることはないのではないかというのが常識じゃないかと思うんです。あるいは我々の間の常識であって、いざ担当される発注者側の常識がそこまでいっていないということを皆さんが心配されておられるのかというふうに聞いておりました。

その他のことについても、独立採算制の問題でも、当然これは民間側の採算の問題というのは常識ではないかと思っていたんですが、常識が通用しないのかと。こういうものが一人歩きするのかという心配をしておりますと、折衷案として、何らかのコンメンタールみたいなものをつくるなり、あるいはもっとPFIそのものの一般的な啓発というものを通して、こう書いてあっても、これはこういうふうに読めばいいんですよということが必要かなという気がしまして、多分、事務局はその立場で、これは法律の立場がとおりでしょうから、そこの中で最大の工夫をさせていただいた上で、それぞれの有識者が別のところで、「PFIというのは本質的にはこういうものです。したがって、こういうことが出てきても、それは一番いい例が書いてあるだけであって、それ以外の場合もちゃんと読めるんです」というような啓発で済むのかなと思ったりしておりました。

西野委員 そういうことで、最大の努力はさせていただきますが、すべてが入るとということにも必ずしもならないかと思えますが、その辺は私も相談に乗らせていただきますが、御理解を多少いただきたいと思えます。

最後に今後の進め方、今最後に出ましたが、それも含めまして、事務方からスケジュール等御説明いただきたいと思えます。

白須室長 まずこの基本方針についての今後の進め方で申し上げたいと存じます。

この基本方針案につきましては、かねてから、できれば本年中に決定、公表までさせていただきたいということを申し上げているところでございます。

本件につきましては、委員会におきまして、精力的に御検討いただいているところでございますが、また、自民党のPFI調査会等においても非常に御関心を持っていられると

ころでございます。

私どもといたしましては、各委員の先生方の御意見、また必要に応じまして党の御意見も踏まえまして、改めまして、案文の修正作業等々を関係省庁の御協力を得ながら進めさせていただきまして、次回におきましては、それを出せるように、12月1日でございますが、させていただきたいと考えております。

もちろん、その時点におきまして、そこまでにほぼ話が決着がつくということでございますれば、そこで付議ということにさせていただきたいとは存じておりますが、そこまでいかないという状況でございますれば、もう一度御議論いただきました上で、できれば12月上旬にでもおとりまとめをいただければということを考えております。これは樋口委員長、中旬には海外御出張ということがあるようでございますので、とりあえず上旬までにと、申し上げたのはそういう意味でございます。

この基本方針案につきましては、最終的に委員会での議に付しました上で、内閣総理大臣が関係省庁と協議いたしました上で、決定するというところでございますので、所要の内部手続き、協議等の手続を進めさせていただきまして、先ほど申しましたとおり、できれば年内に公表まで進めさせていただきたいということでございます。

その後のことでございますが、ある意味で申しまして、基本方針案の書き方とも関わってくるところでございます。そういう意味で直ちにストレートな形で申し上げなかったわけでございますが、この基本方針におきまして、委員会でガイドライン等々につきまして、今後検討していくということが記載されるというようなことでございますれば、当然この後、来年になろうかと存じますが、ガイドラインの問題につきまして、御検討いただくということではないかと存じますが、そこは基本方針案の書きぶりにもよるわけでございますので、そういう案文になった場合には、当然そういうことを御検討いただくということだろうと考えております。

西野委員 それでは、とりあえずはこの次の会議もございまして、事務方に御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

今後の話というのは、なり行きによると思いますが、いろいろ決裁には、いろんなところから問い合わせが出てくるだろうと思うんです。

それから、我々の任期が2年ありますので、ある程度は育ってくると、これは推進委員会として対応せざるを得ないもので、ある頻度で集まる必要があるのではないかと、私自身はそういう想像をしているんですが。委員長と相談しているわけではありませんので、私がそう感じているという程度にさせていただいて、いろいろなことが起こると思います。実際のケースについても出てくると思いますし、私たちの役割というのは推進することですから、それに対してポジティブな返答をするという必要があるかと思っております。

今日は会議の終了後、白須室長から論点の中間整理を中心に記者会見をしていただきます。

それから、次回の委員会、先ほどちょっと室長から言われましたが、次回の委員会につ

いては、12月1日水曜日、午前9時半から、この会議室で開催したいと思います。よろしくお願いたします。これも時間的には2時間です、9時半から11時半ということでさせていただきたいと思います。

それでは、これで今日は少し長くなりまして恐縮でございますが、活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。